

○田村市指定地域密着型サービス事業所等、指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則

平成21年3月25日規則第1号

改正

平成24年11月9日規則第20号

令和元年12月20日規則第18号

田村市指定地域密着型サービス事業所等、指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の12第1項及び第115条の22第1項の規定により指定を受けようとする事業所（以下「指定申請者」という。）は、指定申請書（様式第1号）に必要書類を添付して申請しなければならない。

2 市長は前項の規定による指定の申請を受理したときは、当該申請の内容が法第78条の4第1項及び第2項、第81条第1項及び第2項、第115条の14第1項及び第2項並びに第115条の24第1項及び第2項に規定する従業員数及び設備の基準等に適合しているか審査するとともに、必要に応じて当該指定に係る実地調査（以下「審査等」という。）を行う。

3 市長は、前項に規定する審査等を行い、法第78条の2第6項第4号に規定する事項を勘案し、指定の可否を決定するものとする。この場合において、介護保険被保険者並びに関係者等の意見を反映させなければならない。

4 前項の規定により指定するとき及び指定しないことを決定したときにはその旨を、それぞれ指定申請者に対し通知するものとする。

5 事業所の指定を受けたものは、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 法第78条の5第1項、第82条第1項、第115条の15第1項及び第115条の25第1項の規定による届出は、施行規則第131条の13第1項、第133条第1項、第140条の30第1項及び第140条の37第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書（様式第3号）に必要書類を添付して届出を行わなければならない。

2 法第78条の5第1項、第82条第1項、第115条の15第1項及び第115条の25第1項の規定による事業の再開並びに法第78条の5第2項、第82条第2項、第115条の15第2項及び法第115条の25第2項の規定による廃止又は休止の届出は、事業廃止（休止、再開）届出書（第4号様式）により必要書類を添付して届出を行わなければならない。

（指定の辞退）

第4条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書（第5号様式）に必要書類を添付して届出を行わなければならない。

（指定の更新申請）

第5条 法第78条の12、第115条の21及び第115条の31において準用する法第70条の2並びに法第79条の2の規定による指定の更新申請を受けようとする事業所（以下「更新申請者」という。）は、指定更新申請書（様式第6号）に必要書類を添付して更新申請しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、指定の更新について準用する。

3 前項の規定により指定の更新するとき及び指定の更新しないことを決定したときにはその旨を、それぞれ更新申請者に対し通知するものとする。

4 事業所の指定の更新を受けたものは、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

（事業者情報の提供）

第6条 市長は、第2条から前条までの規定による指定又は届出の受理をしたときは、都道府県その他市長が必要と認める機関に対して、事業所等に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

（1）事業所の名称及び所在地

（2）当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び住所並びに役員
の氏名及び住所

（3）指定及び指定の更新の年月日並びに指定の有効期間満了日

（4）変更、事業の廃止、指定の辞退若しくは指定の取消したときの年月日又は指定の全部若しくは一部の効力の停止期間

- (5) 事業開始年月日
- (6) 運営規程
- (7) 介護保険事業所番号
- (8) その他市長が必要と認める事項

(公示)

第7条 法第78条の11、第85条、第115条の20及び第115条の30の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の名称
 - (2) 事業所の名称及び所在地
 - (3) 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし又は指定を取消した場合にあっては、その年月日
 - (4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
 - (5) サービスの種類
- (その他)

第8条 この規則に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(田村市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の廃止)
- 2 田村市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年田村市規則第24号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の日の前日までに、田村市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年規則第20号）

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の田村市指定地域密着型サービス事業所等及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（令和元年12月20日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。